

社会福祉法人筑前会

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム遠賀園 運営規程

第1章 総則

(規程の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑前会が老人福祉法第15条第4項の規定に指定を受けた介護老人福祉施設遠賀園（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 社会福祉法人筑前会

所在地 福岡県遠賀郡遠賀町浅木三丁目18番1号

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、50名とする

(定員の遵守)

第5条 施設は、入所定員及び居室の定員を越えて入所させてはならないものとする。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第6条 施設に、次の職員を置くものとする。

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 施設長 | 1 名 |
| (2) 事務員 | 2 名（短期入所生活介護事業所他と兼任） |
| (3) 医師（嘱託） | 1 名（同上） |
| (4) 生活相談員 | 1 名（同上） |
| (5) 看護職員 | 5 名（短期入所生活介護事業所他と兼任） |
| (6) 介護職員 | 29 名（同上） |
| (7) 機能訓練指導員 | 1 名（同上） |
| (8) 介護支援専門員 | 1 名（同上） |
| (9) 栄養士 | 3 名（同上） |
| (10) 調理員 | 5 名（同上） |

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他の職員を置くことができる。

（職務の内容）

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長：理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。
- (2) 事務員：施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。
- (3) 医師：入所者の生活相談、指導に関すること。
- (4) 生活相談員：入所者の生活相談、指導に関すること。
- (5) 看護職員：医師の指示による入所者の看護、保健衛生に関すること。
- (6) 介護職員：入所者の日常生活の介護に関すること。
- (7) 機能訓練指導員：入所者の機能訓練指導に関すること。
- (8) 介護支援専門員：入所者の施設サービス計画の作成に関すること。
- (9) 栄養士：献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
- (10) 調理員：調理業務に関すること。

(勤務体制の確保等)

第8条 施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが出来るよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供できるものとする。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第3章 入所及び退所

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入所申し込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入所申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退所)

第11条 施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な措置を速やかに講じるものとする。
- 4 施設は、入所申し込み者の入所に際してはその者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

- 5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境などに照らし、その者が居宅において日常生活を営むことが出来るかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員との職員の間で検討するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行なうものとする。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に関わる援助)

第12条 施設は入所の際に要介護認定を受けていない入所申し込み者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申し込み者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

- 2 施設は要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けているよう介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第13条 施設は、入所者について病院又は入所の年月日及び施設の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第14条 施設は、入所者について病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することが出来るようにするものとする。

(施設サービス計画の作成)

第15条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれ

ている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題を把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取り扱い方針)

第16条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

緊急やむを得ず身体拘束を行う際には、利用者・家族に書面によって説明の上（理由、方法、時間、期間等）同意を頂き、最小限度の身体拘束を行うものとする。

- 5 施設は、自らの提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行なうものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させるものとする。
- 3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、適切に取り替えるものとする。
- 5 施設は、入所者に対し、前各号に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 施設は、入所者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

食事の時間は朝7時30分、昼12時、夕18時とする

- 2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行なうよう努めるものとする。

第19条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行う事が困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流などの機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 21 条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行なうものとする。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持の為の適切な措置を採るものとする。

- 2 施設の医師は、その行なった健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理)

第23条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力医療機関)

第24条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関

- (1) 遠賀中間医師会おんが病院
(所在地) 遠賀郡遠賀町大字尾崎 1725 番地 2
- (2) 福岡新水巻病院
(所在地) 遠賀郡水巻町立屋敷 1-2-1
- (3) 鞍手クリニック
(所在地) 鞍手郡鞍手町大字古門 1 0 4 2 - 1

協力歯科医療機関

- (1) 松本歯科
(所在地) 遠賀郡遠賀町浅木 2 丁目 1 3 - 5
- (2) さんか八幡クリニック
(所在地) 北九州市八幡西区筒井町 15 番 2 号

第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第25条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から別表1に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、入所者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げるその他費用の支払いを受ける事が出来る。
- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第27条 入所者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、入所者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- (2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び衣類の清潔に努めること。
- (4) 火災防止、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア) 喫煙は、所定の場所で行なうこと。
 - イ) 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ) 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第28条 入所者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を施設長に申し出て、その注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第29条 入所者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(健康保持)

第30条 入所者は、勤めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第31条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規定に基づき、常に入所者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第34条 施設の職員又は職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介する事の対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第36条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第37条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第38条 施設は入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第39条 施設は入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第40条 施設は従業者、設備、会計、及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

- ア 業務日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 定款及び施設運営に必要な諸規定
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書綴り

(2) 入所者に関する記録

- ア 入所者台帳
- イ 施設サービス計画書
- ウ 処遇日誌
- エ 献立その他給食に関する記録
- オ 入所者健康管理に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計に関する記録

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第41条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（危機管理委員会）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(補足)

第42条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

別表 1（第 25 条第 1 項関係）

料 金

・施設利用料（多床室 1 日あたり）

	①基本利 用料	②看護 体制加 算ⅠⅡ	③看護 体制加 算ⅡⅡ	④夜勤 職員配 置加算 ⅠⅡ	⑤日常 生活継 続支援 加算Ⅰ	施設利用 料(①+②+ ③+④+⑤) 1 割負担	施設利用料 2 割負担	施設利用料 3 割負担
要介護 1	589 円	4 円	8 円	13 円	36 円	650 円	1,300 円	1,950 円
要介護 2	659 円					720 円	1,440 円	2,160 円
要介護 3	732 円					793 円	1,586 円	2,379 円
要介護 4	802 円					863 円	1,726 円	2,589 円
要介護 5	871 円					932 円	1,864 円	2,796 円

科学的介護推進加算（40 円）、口腔衛生管理加算（110 円）が 1 月に加算されます。

療養食加算（1 食につき 6 円）、認知症専門ケア加算（3 円）が該当者に加算されます。

上記の施設利用料に加え、別途、介護職員処遇改善加算Ⅰ（施設利用料の 14.0%）がかかります。

・居住費（多床室 1 日あたり。ただし、所得に応じて減額があります）

利用者負担段階	金額
第 1 段階	0 円
第 2 段階	430 円
第 3 段階	430 円
第 4 段階	915 円

・食 費（1 日あたり。ただし、所得に応じて減額があります）

利用者負担段階	金額
第 1 段階	300 円
第 2 段階	390 円
第 3 段階①	650 円
第 3 段階②	1,360 円
第 4 段階	1,445 円

・その他実費を必要とするサービス

特別食の提供、理美容、行政手続き代行、日常費用支払い代行、所持品保管、レクリエーション等のサービスについては、その都度実費が必要です。

附 則

この規定は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日から料金改定において利用料別表を改定する。

平成 18 年 4 月 1 日から料金改定において利用料別表を改定する。

平成 18 年 5 月 1 日より施行する。

平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

平成 31 年 1 月 1 日より施行する。

平成 31 年 7 月 1 日より施行する。

令和元年 10 月 1 日より施行する。

令和 2 年 12 月 1 日より施行する。

令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

令和 4 年 10 月 1 日より施行する。

令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

令和 7 年 8 月 1 日より施行する。